

サービスの種類(細区分) 一般専用サービス

伝送方式の種類

品目 販売品目合計

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	
北海道	8,496																										
青森県		2,206																									
岩手県			3,005																								
宮城県				3,634																							
秋田県					1,799																						
山形県						1,820																					
福島県							3,320																				
茨城県								3,014																			
栃木県									2,265																		
群馬県										2,785																	
埼玉県											6,830																
千葉県												6,450															
東京都													25,540														
神奈川県														9,728													
新潟県															3,756												
富山県																											
石川県																											
福井県																											
山梨県																			1,973								
長野県																				3,437							
岐阜県																											
静岡県																											
愛知県																											
三重県																											
滋賀県																											
京都府																											
大阪府																											
兵庫県																											
奈良県																											
和歌山県																											
鳥取県																											
島根県																											
岡山県																											
広島県																											
山口県																											
徳島県																											
香川県																											
愛媛県																											
高知県																											
福岡県																											
佐賀県																											
長崎県																											
熊本県																											
大分県																											
宮崎県																											
鹿児島県																											
沖縄県																											
合計	8,496	2,206	3,005	3,634	1,799	1,820	3,320	3,014	2,265	2,785	6,830	6,450	25,540	9,728	3,756				1,973	3,437							

注1 専用役務(映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。)について記載すること。
 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
 3 伝送方式の種類(同期及び非同期)ごとに別業とすること。
 4 品目ごとに別業とすること。
 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
 7 接続専用回線については、別業に再掲すること。
 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

